

川崎市立柞形中学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

学校教育目標

新しい時代を創造するための教養を身につけさせ、心身ともに健康で調和のとれた人間性豊かな生徒を育成する

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 学力を高め、自ら考え正しい判断ができる人 | (知) |
| ② 美しい豊かな心を持ち、思いやりがあり、助け合える人 | (情) |
| ③ 責任を重んじ、実行力のある人 | (意) |
| ④ 体力を高め、健康で自分を大切にする人 | (体) |

育てたい生徒像：『気づき・考え・行動する』生徒 実現するための4つの柱

【中期経営目標】

①確かな学力を身につける 教育の推進

◎「興味・関心を高め、基礎的・基本的学力の定着を図る魅力ある授業を実践し、生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせる。

②心の教育の推進

◎一人ひとりを大切にし、生徒と教職員との信頼関係を築きながら、明るく、生き生きとした学校をつくる。

③健康・安全教育の推進

◎すべての生徒が心身ともに健康で、安心して学習でき、安全な教育環境整備を進める。

④開かれた学校づくり の推進

◎家庭・地域との連携を積極的に図り、開かれた学校づくりを推進する。

【短期経営目標】

○わかる授業の推進
○個に応じた支援教育の推進
○信頼される指導と評価

○道徳教育の推進
○生徒主体の生徒会活動等の推進
○人権尊重教育の推進

○教育環境の整備
○健康・安全教育の推進
○教育相談の充実

○家庭・地域と連携した教育の推進
○積極的な情報発信
○小中高連携教育の推進

【具体的な取り組み】

①わかる授業の推進
・身につける資質能力を明確にした授業の実践
・川崎市学習状況調査の分析を生かした授業改善
・校内研修等による授業力向上
②個に応じた支援教育の推進
・個別最適な学びに向けたGIGA端末の活用
・きめ細やかな指導とC o と連携した学習支援(少人数、TT指導)
③信頼される指導と評価
・指導と評価の一体化についての研究の継続

①道徳教育の推進
・すべての教師が関わる道徳教育の推進
・体験的な活動を通した豊かな心の育成
②生徒主体の生徒会活動等の推進
・委員会活動、評議会の更なる活性化とリーダーの育成
③人権尊重教育の推進
・互いを認め合える風土の醸成
・教育活動全体を通して一人ひとりを大切にした支援体制の構築

①教育環境の整備
・すべての生徒にとって学習しやすい落ち着いた教室環境づくり
②健康・安全教育の推進
・危機管理マニュアルの周知徹底
・熱中症対策の確立
③教育相談の充実
・定期的な教育相談による生徒支援
・いじめの早期発見や不登校生徒への対策の確立
・S C と連携した教育相談

①家庭・地域と連携した教育の推進
・学校運営協議会での協議による学校改善の推進
・地域行事への参加協力
②積極的な情報発信
・学校だよりやホームページの定期的な発行や更新
③小中高連携教育の推進
・各校種の授業参観後の研究協議の充実
・各校種の通した児童生徒理解

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒（以降、生徒等）にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対を守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、各学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
・・・・・・・・（校長、教頭、教務主任、生担）
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・（教務主任、各学年主任）
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・（生担、教務主任）
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・（生担）
- ・ 道徳教育との連携・・・・・・・・（道徳教育推進教師、道徳教育推進委員）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・（校長、教頭、教務主任、生担）

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・（生担、生徒指導部担当、学年主任）
 - 1年・・・・・・・・（1年担当）
 - 2年・・・・・・・・（2年担当）
 - 3年・・・・・・・・（3年担当）

- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター、生担）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター、生担）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・（特活活動担当、生担）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・（生担、生徒指導部員）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・（生担）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・（生担、支援教育コーディネーター）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	・学校運営方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・教育課程・年間指導計画確認 ・特別支援教育についての研修 ・生徒指導研修 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応方法等に関する研修 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・JRC への加入式 ・教育相談（全学年） ・心の相談室紹介（1年） ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・効果測定1回目実施、分析
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・教育相談実施・結果を受けての対応について
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・スクールカウンセラーによる授業観察、フィードバック（全学年） ・【児童生徒指導点検強化月間の具体的な取組】 (学校・学級生活見直しアンケート実施・結果を受けての対応について) ・地域教育会議 ・学校運営協議会・民生委員との情報交換会 ・職場体験（2年） ・生徒総会
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・情報モラル（スマートフォン等の使い方等）講演会（1年） ・福祉体験学習（1・2年） ・1・2年三者面談、3年進路 ・夏休み期間中の対応確認 ・特別支援教育研修 ・地域教育会議（地区懇談会）

8	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・教育相談の結果を受けての対応について（全学年） ・生徒指導研修 ・特別支援教育研修 ・人権尊重教育研修 ・AED、アレルギー研修 ・学習会 ・一人ひとりのボランティア活動
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・前期の反省、まとめと後期の具体的な取組の確認 ・人権尊重教育（1年） ・いのちの学習ふれあい体験（2年） ・環境教育講演会（全学年） ・学校運営協議会
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・学校生活アンケート、面談結果を受けての対応について ・三者面談（全学年） ・地域教育会議 3年進路面談～11月
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・環境教育（1・2・3年） ・子どもの権利週間（共生＊共育プログラム実施）、学校へ行こう週間 ・3年進路面談
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・生田地区社会福祉協議会主催「中学生が語る会」 ・3年進路面談 ・効果測定2回目実施、分析 ・教育相談・結果（1，2年）を受けての対応について ・学校評価アンケート ・共生＊共育プログラム実施
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・学校評価自己評価・地域教育会議
2	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・効果測定3回目実施、分析 （学校生活アンケート、職員研修、今年度の反省→学校評価への反映） ・学校運営協議会
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スクールカウンセラーとの連携・情報交換 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・朝のあいさつ運動（生活委員会生徒・教職員）
- ・ボランティア活動（ひとボラ(ひとりひとりのボランティア)活動企画・実践)
- ・省エネ活動（総合的な学習の時間における「環境学習」において）
- ・朝読書（係の生徒が指示を出し、朝の落ち着いた雰囲気を作る）

[交流活動の活性化]

- ・縦割り学級活動
（各種委員会、学校行事、環境教育フォーラムでの交流）
- ・委員会活動（環境美化活動、ボランティア活動）
- ・小中高連携活動（授業参観、部活動交流、行事交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・年間テーマの設定、掲示
- ・いじめ防止標語やポスターの作成（生徒会役員企画）

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ等
- ・学校行事への協力

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校運営協議会
- ・地域教育会議（地区懇談会、こども会議）
- ・生田地区社会福祉協議会
（「中学生が語る会」での他の中学生や地域の大人との意見交換会）